

## プロジェクト申請方法について

プロジェクト申請にあたっては、関係資料を熟読の上、審査(バリデーション)を実施するために必要となる以下の資料を提出して下さい。郵送用書類・審査用資料・公開用資料の3種類の提出が必要であり、そのうち審査用資料・公開用資料については、電子データにより提出いただく必要があります。必要な申請書類等が揃い、手数料振込が確認され次第、申請を受理し審査を開始いたします。

### 【気候変動対策認証センターへの提出方法】

#### <申請書類の提出>

申請時および審査終了に伴う資料確定時においては、押印された書類を郵送願います。(申請時および審査終了に伴う資料確定時を除いては、押印された書類の郵送は必要ありません。)

#### <申請データの提出>

申請データのうち申請書および添付書類については、以下の通りの方法で、電子データの提出をお願いします。

#### ①電子メールによる受付

電子メールアドレス [jver@4cj.org](mailto:jver@4cj.org) 宛てに、題名として「J-VER プロジェクト申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記入の上で提出願います。

#### ②電子媒体郵送による提出

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-8 芝公園アネックス 7階 N  
社団法人海外環境協力センター内 気候変動対策認証センターあてに、封筒に「J-VER プロジェクト申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を添えて提出願います。

#### <注意事項>

- ①ファイル名に必ず資料番号、ファイルの内容がわかるタイトルの順に記入のうえ、「申請書」は文書ファイル形式、「申請書別紙(モニタリング計画)」は表計算ファイル形式で、PDF 変換したものと合わせて提出してください。御提出いただく資料うち、「添付資料」を提出する際は、ファイル名を「添付 XX(番号) \_\_その他、本文で引用・参照している証拠等の資料 VerX.X.pdf」等として順番がわかるように申請書と一緒に提出願います。
- ②公開用資料(パブリックコメントおよびプロジェクト登録用の資料)および審査用資料を提出願います。
- ③審査用資料(添付書類を含む)の初版および最終版については押印の上、郵送願います。
- ④公開用資料については、1 ファイルにつき 5MB 未満に整理・分割の上、提出願います。また、JPEG 等の画像データについては、画像圧縮ソフト等を用いて、公開資料として適する画質レベル内でデータを圧縮・縮小して提出願います。**下段の※欄をよくお読みください。**
- ⑤公開用資料における個人情報保護等の対策は各登録事業者にてお願いいたします。
- ⑥資料番号に網掛がかかっている資料のうち、非公開を希望する場合はその旨通知願います。
- ⑦資料番号が数字のものは審査用として必ず提出いただく必要があるものであり、資料番号がアルファベットの場合は条件に合致した場合は提出する必要があるものです。
- ⑧手数料振込に際し、請求書が必要な場合は事務局にお伝えください。

#### ※データ作成・送信にあたっての注意点

審査用資料、公開用資料ともにメールへの添付による送信はサーバーへの負荷を高めるためご遠慮いただき、ファイルが複数ある場合は、1～3個程度のファイルに圧縮したうえで、別途ストレージサービス等をご利用ください。メール添付による大容量メール送信に伴うサーバダウンが発生した場合は、その責を問うことがあります。

#### ※審査用資料作成時の注意※

審査用資料については画像データを圧縮することなく、DVD 等を用いて提出をお願いします。また、低解像度データファイルについては受領できない場合がございますのでご注意ください。

(画像をスキャンされる場合)

- ・できるだけ高解像度に設定してください。

(審査資料用にデジタルカメラでのご撮影の場合)

- ・デジタルカメラで撮影する際は、撮影画質をファイン等の高画質に設定してください。

#### ※公開用資料作成時の注意※

閲覧者のダウンロード時の負荷軽減及びサーバーの関係上、公開用資料については1ファイルにつき、5メガを上限とします。ファイル作成時には、「元の画像データ自体を圧縮すること」にご配慮のうえ作成願います。

ファイルを分割する場合は、資料 2-1、資料 2-2 などの要領で資料の順番がわかるように分割して下さい。また、不必要にファイルを分割することがないようにお願いいたします。

画像データを圧縮することなく不必要に5メガ毎に分割されているデータファイルは受領出来ない場合がございます。ご了承ください。

画像データ圧縮につきましては、以下の点をお試してください。

(画像をスキャンされる場合)

- ・スキャナーの設定により出力画像の解像度を 400dpi 以下の設定でお試ください。
- ・スキャナーの設定により出力画像を「jpeg」に設定することを推奨します。
- ・画像を jpeg にて出力する際は、スキャナーの設定により公開資料として適した範囲(画像が劣化しな程度)で画像圧縮レベルを高めに設定してください。

(公開資料用にデジタルカメラでのご撮影の場合)

- ・デジタルカメラで撮影する際は、撮影画質をスタンダード・エコノミー等、低画質に設定してください。

【木質バイオマスプロジェクト(E001～E003)】

資料番号	資料の内容												
	申請書 <b>文書ファイルおよび PDF 形式の両方</b> 申請書別紙(モニタリング計画) <b>表計算ファイルおよび PDF 形式の両方</b>												
添付資料	申請書で引用・参照している証拠等の資料												
—	オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書												
資料 1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者の紹介資料(パンフレット等)、及びプロジェクト事業者・参加者間の関係が分かる図												
資料 2	プロジェクトで使用する木質バイオマス燃焼機器(ボイラー、ストーブ)の仕様書 ・規模、効率等が分かるもの(機器のパンフレット等でも良い)												
資料 3	化石燃料を使用していたことが確認できる書類 ・化石燃料の使用状況等を示す燃料調達計画や購入伝票等												
資料 4	【林地残材を使用する場合】当該木質バイオマスが投棄されていたことを示す写真等 【林地残材以外を使用する場合】未利用証明書 ※様式は任意。ポジティブリスト解説に例示があるので参考にして作成する。												
資料 5	【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(1)で証明する場合】 木質バイオマス及び木質バイオマス使用前に使用していた化石燃料の購入単価 ・木質バイオマスの購入単価、木質バイオマスの単位発熱量、化石燃料の購入単価、化石燃料の単位発熱量  【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(2)で証明する場合】 投資回収年数の計算方法と、計算に用いたデータを示す書類 ・初期投資額(ボイラー導入費用等の設備投資額、補助金額)及び、運転経費(化石燃料購入単価、木質バイオマス購入単価及び想定年間バイオマス消費量、人件費等)の根拠を示し、計算方法を示した上で、投資回収年数を算出する。  【ボイラーの場合で、採算性が低いことを条件3(3)で証明する場合】 木質バイオマスの販売単価、及び、木質バイオマス(チップ、ペレット等)の製造単価を示す書類 ・木質バイオマスの製造に係る、原料搬出、原料運搬(製造者が負担する場合)、チップ・ペレット等への加工施設の運転経費、チップ・ペレット等の運搬経費(製造者が負担する場合)等、製造単価の算出に必要な根拠データを示すこと。  【ストーブの場合】木質ペレットストーブの使用者に対して、①オフセット・クレジット制度への参加意思、②木質ペレットで代替される化石燃料の種類、について確認したことを示す書類(計画でも良い。) ・ストーブ使用者へのアンケート調査結果等が想定される。												
資料 1-P	【関連する許認可及び関連法令がある場合】許認可等のために提出した書類、許可証明書 [想定される関連許認可及び関連法令等] <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> </tr> </tbody> </table>	1	大気汚染防止法	2	水質汚濁防止法	3	騒音規制法	4	振動規制法	5	景観法	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1	大気汚染防止法												
2	水質汚濁防止法												
3	騒音規制法												
4	振動規制法												
5	景観法												
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律												

	<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> </tr> </table>	7	環境影響評価法	8	建築基準法
7	環境影響評価法				
8	建築基準法				
	ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。				
資料 1 - S	【補助金を受給している場合】補助金交付通知書(または同等の資料)				
資料 2 - D	<p>【プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器の効率に、デフォルト値を使用しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器(ボイラー、ストーブ)の仕様書</li> <li>・規模、効率等が分かるもの(機器のパフレット等でも良い)</li> </ul>				

【廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両における利用プロジェクト(E004)】

資料番号	資料の内容																
	申請書 <b>文書ファイルおよび PDF 形式の両方</b>																
	申請書別紙(モニタリング計画) <b>表計算ファイルおよび PDF 形式の両方</b>																
添付資料	申請書で引用・参照している証拠等の資料																
—	オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書																
資料 1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者の紹介資料(パンフレット等)、及びプロジェクト事業者・参加者間の関係が分かる図																
資料 2	車両特定リスト(従来の燃料種類も記載すること)																
資料 3	車両メンテナンス計画																
資料 4 ※	車両整備結果(適格性基準 条件 5 を満たすことを証明する資料)																
資料 5	バイオディーゼル製造設備概要資料																
資料 6	廃食用油の収集計画																
資料 7 ※	バイオディーゼル燃料の検査成績書(品質規格への適合を示す資料)																
資料 1-P ※	<p>【関連する許認可及び関連法令がある場合】許認可等のために提出した書類、許可証明書</p> <p>[想定される関連許認可及び関連法令等]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>	1	大気汚染防止法	2	水質汚濁防止法	3	騒音規制法	4	振動規制法	5	景観法	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7	環境影響評価法	8	建築基準法
1	大気汚染防止法																
2	水質汚濁防止法																
3	騒音規制法																
4	振動規制法																
5	景観法																
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律																
7	環境影響評価法																
8	建築基準法																
資料 1-S	【補助金を受給している場合】補助金交付通知書(または同等の資料)																
資料 2-V	【公道走行しない特定特殊車両の場合】当該車両がバイオディーゼル軽油混合燃料で認定された証跡																
資料 5-E ※	【洗浄排水を公共用水域等に放出している場合】水質検査証等、遵法を示す資料																
資料 5-G ※	【グリセリンを廃棄している場合】グリセリンの廃棄証明(産業廃棄物管理票等)																

注)「※」のついた資料に限り、申請受理の時点で資料を準備できない場合は、準備状況を示す資料を提出願います。

【下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替プロジェクト(E005)】

資料番号	資料の内容						
	申請書 <b>文書ファイルおよび PDF 形式の両方</b> 申請書別紙(モニタリング計画) <b>表計算ファイルおよび PDF 形式の両方</b>						
添付資料	申請書で引用・参照している証拠等の資料						
—	オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書						
資料 1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者の紹介資料(パンフレット等)、及びプロジェクト事業者・参加者間の関係が分かる図						
資料 2	プロジェクトで使用するバイオマス固形燃料製造設備の仕様書等 ・バイオマス固形燃料化の技術概要が分かるもの(設備のパンフレット等) ・バイオマス固形燃料の製造にかかる全ての機械設備の一覧 ・設備全体を含んだ工場のレイアウト						
資料 3	プロジェクト実施前の状況説明資料 ・バイオマス固形燃料が使用される予定の(既存あるいは新規の)燃焼施設で、化石燃料の使用が説明できる書類(化石燃料調達計画、契約書、購入伝票等) ・すでにプロジェクトが開始されている場合、バイオマス固形燃料の原料として使用する下水汚泥が、未利用あるいは消化ガス回収ののち未利用の下水汚泥であることを示す資料(当該下水処理場の過去の処理データ、自治体等からの文書等)						
資料 4	プロジェクト実施後に関する資料 ・プロジェクトの範囲(下水処理場、バイオマス固形燃料製造設備、バイオマス固形燃料利用設備、下水汚泥及びバイオマス固形燃料の輸送経路等を含むこと)を示す資料 ・下水汚泥の受入計画(下水処理場、受入予定量等) ・すでにプロジェクトが開始されている場合は、過去の下水汚泥受入実績						
資料 5	【適格性規準 条件 4 採算性が低いことを立証する資料】 投資採算性の計算資料とその根拠が分かる資料 (例)バイオマス固形燃料製造にかかる設備投資の回収年数が 3 年以上であることを示すデータ・資料 ・バイオマス固形燃料製造設備の製造価格・購入価格 ・バイオマス固形燃料製造設備の設置工事費用 ・バイオマス固形燃料製造設備の運転費用 ・下水汚泥購入費用あるいは自治体等から委託された処理費用 ・設備導入に利用した補助金等						
資料 6	プロジェクト実施後のモニタリングに関する情報 ・自社が管理する計測器等(下水汚泥、バイオマス固形燃料及び化石燃料の重量計、ガス流量計、等)によるモニタリングを実施する場合、それら計量器の一覧と仕様書等						
資料 1-P ※	【関連する許認可及び関連法令がある場合】許認可等のために提出した書類、許可証明書 [想定される関連許認可及び関連法令等]						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> </tr> </tbody> </table>	1	大気汚染防止法	2	水質汚濁防止法	3	騒音規制法
1	大気汚染防止法						
2	水質汚濁防止法						
3	騒音規制法						

	4	振動規制法	
	5	景観法	
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	7	環境影響評価法	
	8	建築基準法	
	9	消防法	
ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。			
資料 1 - S	【補助金を受給している場合】補助金交付通知書(または同等の資料)		

注)「※」のついた資料に限り、申請受理の時点で資料を準備できない場合は、準備状況を示す資料を提出願います。

【低温排熱回収・利用プロジェクト(E006)】

資料番号	資料の内容						
	申請書 <b>文書ファイルおよび PDF 形式の両方</b> 申請書別紙(モニタリング計画) <b>表計算ファイルおよび PDF 形式の両方</b>						
添付資料	申請書で引用・参照している証拠等の資料						
—	オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書						
資料 1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者のパンフレット等						
資料 2	プロジェクトで使用する低温廃熱回収・利用装置設備の仕様書等 ・機構概要が分かるもの(機器のパンフレット、概要図等) ・回収・利用される排熱が低温排熱であることが分かるもの ・設置する計測機器の設置箇所と仕様						
資料 3	プロジェクト実施前の状況説明資料 ・排熱を利用する前の既設設備状況が分かるもの(設備図面、写真等) ・熱源設備で化石燃料を使用していたことが確認できる書類(化石燃料の使用状況等を示す燃料調達計画や購入伝票等) ・利用されていなかった排熱の状況が分かるもの(形態(廃温水・廃ガス)、温度・体積のデータ、写真等)						
資料 4	プロジェクト実施後に関する資料 ・プロジェクトの範囲(排熱回収箇所、利用箇所を含むこと)を示す資料 ・低温排熱回収・利用装置の設置状況が分かるもの(設計図面、廃熱回収装置の設置計画書、設置後の写真等) ・(既に設置されている場合)回収・利用された熱量に関するデータ等						
資料 5	【条件 5 採算性が低いことを立証する資料】 投資採算性の計算資料とその根拠が分かる資料 (例)投資回収年数が3年以上であることを示すデータ・資料 ・低温廃熱回収装置の製造価格・購入価格 ・低温廃熱回収装置の設置工事費用 ・低温廃熱回収装置を稼働させることで発生する運用費用 ・低温廃熱回収装置を稼働させることで削減できる化石燃料費用 ・設備導入に利用した補助金等						
資料 6	低温廃熱回収装置を設置する工場・施設が省エネルギー法第一種指定工場等に指定されている場合、プロジェクトが合理化判断基準における省エネ措置に含まれる措置でないことを説明する資料						
資料 1-P	【関連する許認可及び関連法令がある場合】許認可等のために提出した書類、許可証明書 [想定される関連許認可及び関連法令等] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築基準法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消防法</td> </tr> </table> <p>ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2	建築基準法	3	消防法
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
2	建築基準法						
3	消防法						
資料 1-S	【補助金を受給している場合】受給を証明できる書類						
資料 2-D	【プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器の効率に、デフォルト値を						

【使用しない場合】

- ・プロジェクトが実施されなければ使用されていた燃焼機器(ボイラー等)の仕様書
- ・規模、効率等が分かるもの(機器のパフレット等でも良い)

【森林吸収系プロジェクト(R001～003)】

資料番号	資料の内容																		
	申請書 <b>文書ファイルおよび PDF 形式の両方</b> 申請書別紙(モニタリング計画) <b>表計算ファイルおよび PDF 形式の両方</b>																		
添付資料	申請書で引用・参照している証拠等の資料																		
—	オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書																		
資料 1-1	プロジェクト代表事業者、その他プロジェクト参加者の紹介資料(パンフレット等)、及びプロジェクト事業者・参加者間の関係が分かる図																		
資料 1-2	プロジェクトの対象となる森林を管理している主体の組織図(会社案内等)																		
資料 2	プロジェクト対象地が含まれている、市町村等に認定された森林施業計画の写し 【R002 の場合】森林施業計画に基づいて施業(間伐・主伐・植栽)が行われたことを確認するため、申請時以前のプロジェクト期間分の市町村等によって認定された森林施業計画書及び認定書の写し(※詳細はポジティブリスト R002 の 3 ページを参照)																		
資料 3-1	プロジェクト対象の森林について、林小班を特定可能な情報及び緯度・経度等の地理的情報を含んだ森林計画図(オルソ画像があれば添付)																		
資料 3-2	プロジェクト対象の森林の写真 ・小班ごとに森林の概要(立木密度、幹の形状、下草の状況など)が明確に分かる写真、もしくは森林の概要に関する同等の情報が得られる資料(空中写真等)を添付すること。																		
資料 3-3	モニタリングプロットの位置を明示した①モニタリングポイントの全体図、及び②各モニタリングプロットを示す図面(オルソ画像があれば添付)。 また、②の図面には、各モニタリングプロットを選定した理由(プロジェクト対象地のどのような実情を考慮して設定したのか)を説明する文章を付記してください。																		
資料 4	プロジェクト申請書において、吸収・排出量の算定に用いたパラメータ等を引用した資料(文献)																		
資料 1-P	<p>【関連する許認可及び関連法令】許認可等のために提出した書類、許可証明書 [想定される関連許認可及び関連法令等]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森林・林業基本法</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>森林法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>種の保存法</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鳥獣保護法</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>騒音規制法</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>景観法</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>環境影響評価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記関連法令のうち、該当するものについて記述する。また該当しない場合はその旨記述すること。 なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>	1	森林・林業基本法	2	森林法	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	4	種の保存法	5	鳥獣保護法	6	騒音規制法	7	景観法	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9	環境影響評価法
1	森林・林業基本法																		
2	森林法																		
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)																		
4	種の保存法																		
5	鳥獣保護法																		
6	騒音規制法																		
7	景観法																		
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律																		
9	環境影響評価法																		
資料 1-S	【補助金を受給している場合】補助金交付通知書(または同等の資料)																		
資料 3-A	【植林プロジェクトの場合】植林後に森林法第 5 条の森林となることが証明できる書類																		
資料 3-C	【森林認証(FSC・SGEC)を受けている場合】森林認証を証明する書類																		
資料 3-E	【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場																		

	合】間伐を実施しない森林所有者の永続性を担保(制度終了後 10 年間は主伐を行わない)するために実施した説明会等の証拠
--	---